

平成22年(2010年)1月21日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

オンライン結合による提供の制限に関する意見について(答申)

平成21年10月27日付諮問書により諮問のあった、次期P I O-N E Tシステム(全国消費生活情報ネットワークシステム)に係る姫路市消費生活センター(以下「市消費生活センター」という。)と独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)とのオンライン結合による提供については、下記のとおりです。

#### 記

次期P I O-N E Tシステムにおいては、国民生活センターのデータセンターと市消費生活センターの端末をオンラインで接続し、市消費生活センターが保有するすべての情報は、暗号化された状態で国民生活センターのデータセンターに送信され、その後、当該データセンターに保存されますが、それらの情報のうち相談者等の個人情報については、暗号化された状態のまま保存され、市消費生活センター以外は閲覧することが不可能とされています。また、データセンター業務については委託されますが、非常に高度なセキュリティ機能によって管理されることになっており、個人情報の取扱いに関する覚書を市消費生活センター、国民生活センター及びデータセンター委託業者の3者間で締結する予定になっています。以上のことから、市消費生活センターが保有するすべての情報は、データセンター内の機器に保存されるとはいえ、個人情報については、実施機関以外のものが随時入手し得る状態にはないと解され、また、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと考えられるため、姫路市個人情報保護条例第10条に規定するオンライン結合による提供には該当しないと認められます。従って、当審議会の意見は必要ないものと判断します。